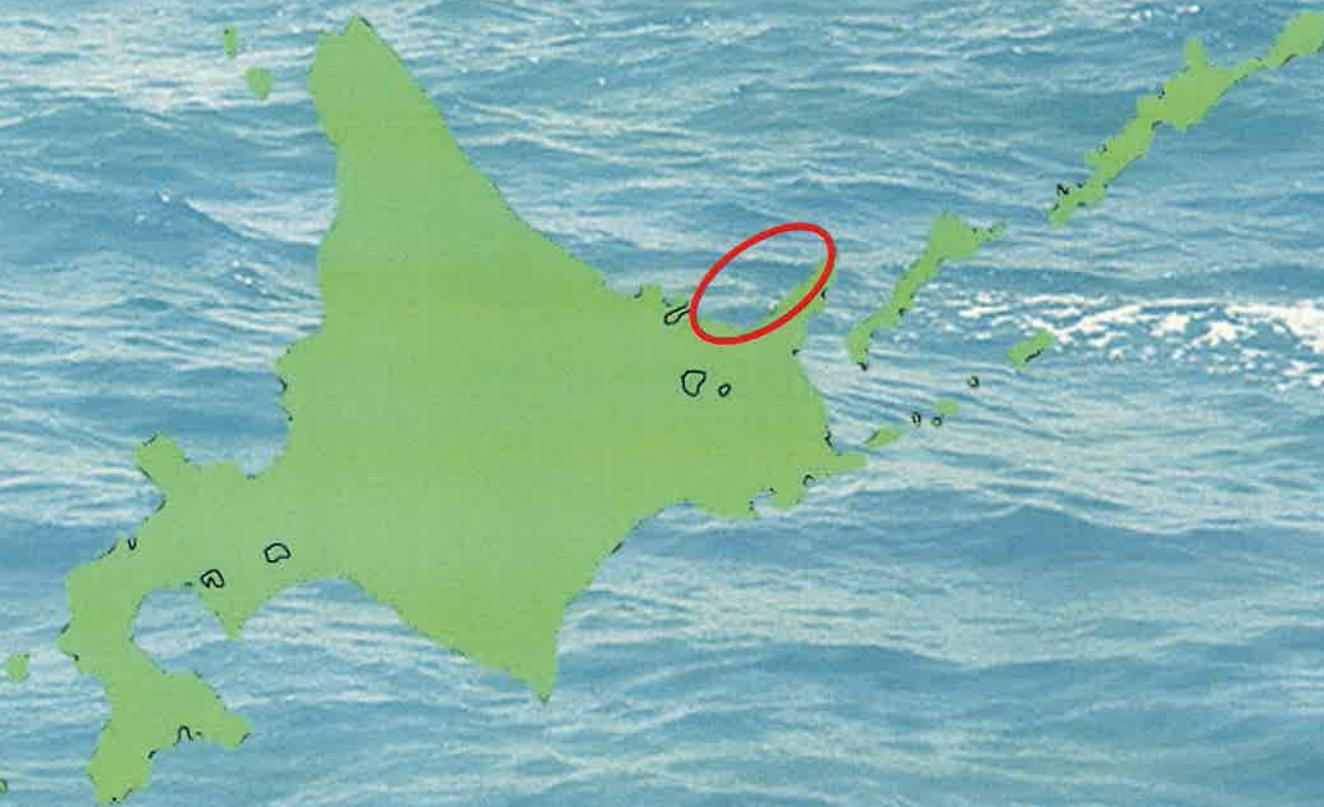


オホーツク東部地区の秋サケ資源回復対策について

「オホーツク東部地区における野生魚の活用」



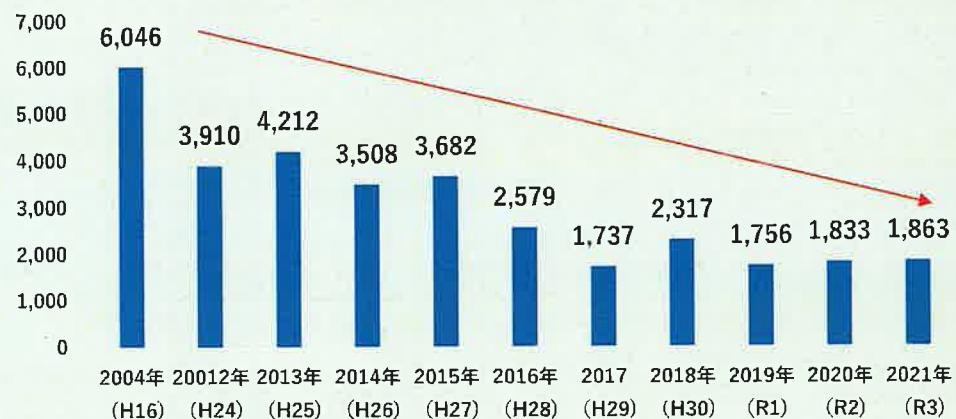
北海道におけるさけ・ます増殖事業と資源状況

本道のさけ・ます増殖事業は、北海道がふ化放流計画を定め、全道9地区の民間増殖団体が人工ふ化放流事業を実施
さけ稚魚の放流数は、国の計画も含め、概ね10億尾の水準を基本に、来遊資源の目標を2,800万尾と設定

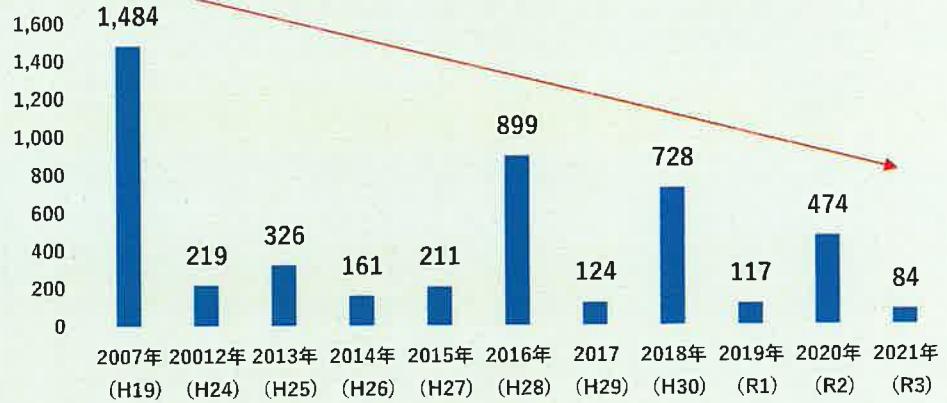


秋サケの来遊尾数は、平成16年の6,000万尾をピークに減少、令和3年は1,860万尾（約7割減）
カラフトマスの来遊尾数は、平成19年の1,484万尾をピークに減少、令和3年は84万尾（約9割減）

全道の秋サケ来遊尾数（単位：万尾）



全道のカラフトマス来遊尾数（単位：万尾）



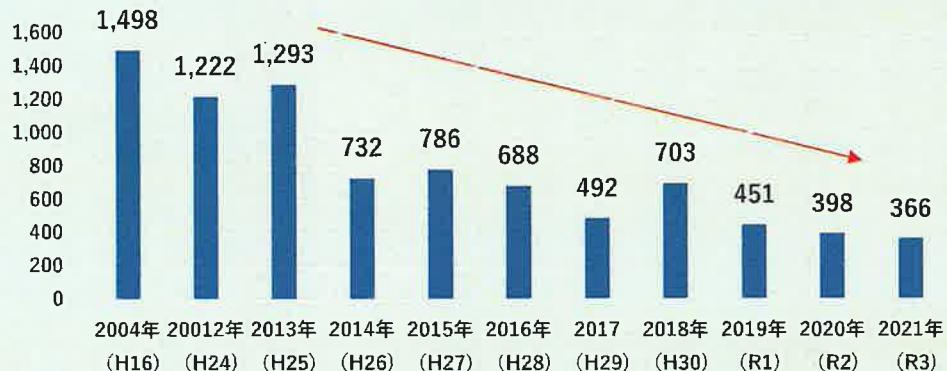
オホーツク東部地区におけるさけ・ます増殖事業と資源状況

オホーツク東部地区（斜里町～網走市）では、（一社）北見管内さけ・ます増殖事業協会が漁業者等の漁獲負担金（さけ・ます漁獲高の8.5%）等によりふ化放流事業を実施

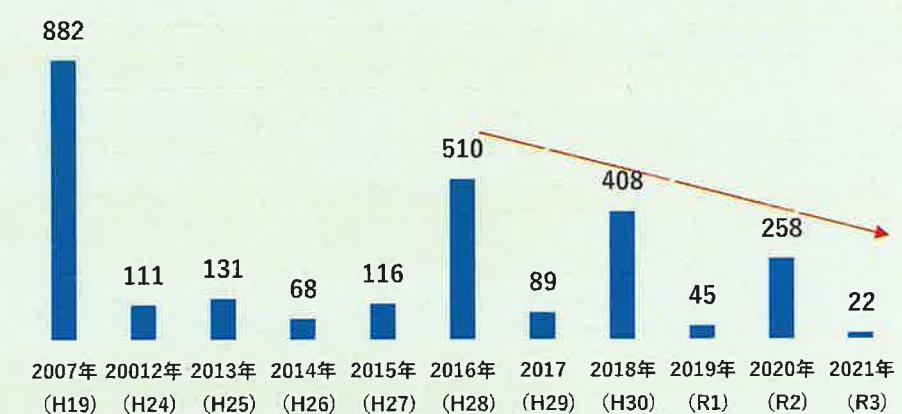


秋サケの来遊尾数は、平成25年の1,293万尾から減少、令和3年は366万尾（約7割減）
カラフトマスの来遊尾数は、平成28年の510万尾から減少、令和3年は22万尾（約9割減）

オホーツク東部地区の秋サケ来遊尾数（単位：万尾）



オホーツク東部地区のカラフトマス来遊尾数（単位：万尾）



さけ・ます資源の減少と資源回復に向けた取組等

【①秋サケ資源の減少要因】

- 本道沿岸や沖合の海洋環境
 - ・ さけ・ます稚魚が降海してから、オホーツク海南部海域に回遊するまでの海洋環境の影響を受ける。
- ふ化放流事業における様々な課題
 - ・ 海水温の大きな変動により、放流に適した時期の判断が難しくなってきている。
 - ・ さけ・ます種苗生産に必要な良質な卵の不足（親魚の不足）、増殖施設の老朽化など

【②秋サケ資源の回復対策】

- 調査研究等の推進
 - ・ 沿岸や沖合での調査研究の強化（耳石標識放流調査の拡充）など → 放流手法の改善
- 民間ふ化放流事業の改善
 - ・ 親魚の十分な捕獲（選卵の強化による良質卵の確保）
 - ・ 遊泳力や飢餓耐性を強化する油脂類を含有した餌料の給餌など → 健康な稚魚の育成
- 海洋環境等の変化への対応
 - ・ 多様な環境に適応する能力を持つと考えられている**野生魚の活用**
 - 近年、野生魚の研究が進み、さけ・ますのふ化放流事業を繰り返すことにより、元々備わっていた遺伝的な特性が変化し、さけ・ますの資源の減少にもつながっているとの意見もあり、持続的にさけ・ます資源を利用する観点からも野生魚の活用が提案されている。

さけ・ます資源の減少と資源回復に向けた取組等

【③オホーツク東部地区における調査結果等】

○ 秋サケ

- ・ 調査を行った非放流河川の多くには、個体数は少ないものの野生魚と思われる個体群の存在を確認



サケ親魚の河川遡上や自然産卵を促進し、野生魚を増やす取り組みが必要

○ カラフトマス

- ・ 近年は、カラフトマスの来遊数が減少し、令和3年は増殖用種卵に不足が生じるほど遡上数が減少
- ・ 標識放流調査では、9月遡上魚より10月遡上魚の方が河川回帰率が高い傾向
- ・ 遡上時期が遅くなるにつれて無標識魚(おそらく野生魚が主体)の比率が高くなる傾向
- ・ 放流を行っていない河川にも数多くの放流魚が遡上していることを確認



資源水準を向上させるためには、これまでよりも遅い時期までの河川遡上の促進や
非放流河川におけるカラフトマス親魚の保護が必要

野生魚に関する方針

【水産基本計画（令和4年3月）】

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

4 海洋環境等への適応

（3）サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等

ア) サケに関しては各地域におけるふ化放流資源に由来するという特殊性を有しているが、近年の海洋環境の変化への適応や回帰率が低下し、漁獲量が減少傾向にある。

このため、環境変化への適応や回帰率の良い取組事例の横展開、野生魚を活用したふ化放流技術開発など人工種苗の遺伝的な影響も含めた研究などを早急に進める。

【北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針（令和4年3月）】

第6 その他

2 野生資源の活用等

野生魚は、河川ごとに多様な環境に適応する遺伝的特性を維持しており、海洋環境の変化についても適応力が高いと考えられていることから、さけ・ます資源を将来にわたり維持するためには、人工ふ化放流事業による資源づくりを基本としながらも、自然再生産による野生資源の活用を進めるものとする。

オホーツク東部地区のさけ・ます資源回復対策

【対応方向】

1. 野生魚に関する調査・研究の推進

- ふ化放流事業への融和方策の導入に向けた遺伝的特性の評価と管理技術の検討
- さけ・ますの遡上・自然産卵状況についての評価

※ 「融和方策」：ふ化放流河川においてふ化場魚と野生魚を遺伝的に交流させ、
遺伝的に野生魚に近いふ化場魚を放流するという考え方

2. さけ・ます親魚の河川遡上を促す取組

- さけ・ます親魚の河川遡上および自然産卵を促す取組を行い、資源の保護・
増殖を図る

オホーツク東部地区の秋サケ資源回復対策に向けた調査計画（案）

【野生魚に関する調査・研究の推進】

令和4年から、道総研さけます・内水面水産試験場、水産研究・教育機構（水産資源研究所さけます部門）、（一社）北見管内さけ・ます増殖事業協会は、共同研究により北海道及びオホーツク南部広域水産業再生委員会（斜里町、網走市、ウトロ漁協、斜里第一漁協、網走漁協、西網走漁協）と連携し、野生魚を活用した資源回復対策のための調査・研究に取り組む。

【背景および目的】

ふ化放流事業を繰り返すことにより北海道のサケ・マスに元々備わっていた遺伝的な特性が変化したという指摘もあり、これを緩和するための方策（野生魚の遺伝的な特性を放流魚に取り込む）が提案されている。

増殖事業においてこの方策を実施するには、多くのサケ親魚を遡上させて自然産卵（野生個体群）が存在することが必要となることから、各河川に遡上するサケ・マスの個体数を把握し、さらに、遺伝的特性等について情報を得ることにより、野生魚を活用したサケ・マス増殖技術の改善を検討する。

オホーツク東部地区の秋サケ資源回復対策に向けた調査計画（案）

（1）サケの遺伝的特性の評価と野生魚の管理技術の調査研究

【調査内容】

親魚あるいは稚魚を採集し、体組織を収集し、遺伝的特性（遺伝的多様性等）の分析を行う。

【調査河川】

網走川、藻琴川、浦士別川、止別川、斜里川、奥森別川、糠真布川、ホロベツ川、ほか

（2）サケの自然産卵個体群の増殖事業への活用技術の調査研究

【調査内容】

捕獲場にてサケをカウントして上流へ再放流し、当河川でのサケの産卵環境収容力を把握するとともに、それに見合う個体数管理の手法を検討する。

【調査河川】

藻琴川

（3）各河川に遡上・自然産卵するサケ・マスの資源評価

【調査内容】

河川踏査による遡上尾数の記録および遡上数推定、産卵環境・卵の生残率調査、河口域での遊漁による釣獲量調査など

【調査河川】

ホロベツ川、ペレケ川、フンベ川、遠音別川、ほか18河川

さけ・ます資源回復対策の実効性確保のための措置

【海区漁業調整委員会指示による河口付近のさけ・ます採捕の禁止】

【基本的な考え方】

1. さけ・ますの来遊資源の回復及び安定化に向けた
野生魚を活用した調査の確実な実施
2. さけ・ます資源の回復のための
さけ・ます親魚の河川遡上の促進



河口付近におけるさけ・ますの採捕制限による、
さけ・ます資源の保護

網走海区漁業調整委員会指示の発動要請概要

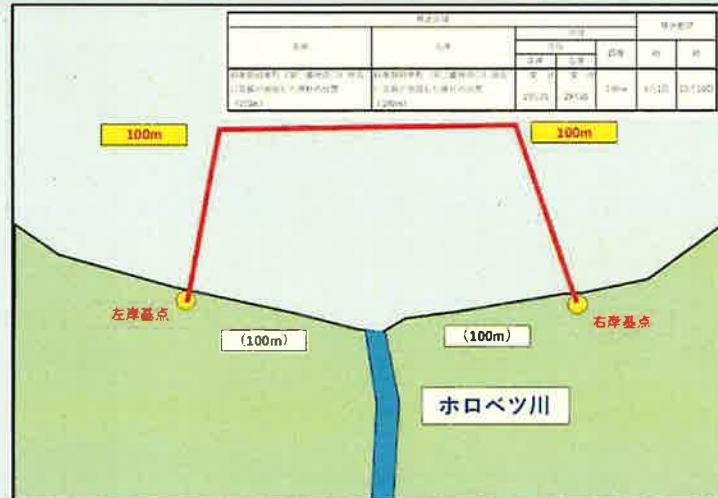
【海区漁業調整委員会指示による河口付近のさけ・ます採捕の禁止】

河川名	北海道漁業調整規則（現行）			網走海区漁業調整委員会指示			期 間	
	区 域			期 間	区 域			
	左 岸	右 岸	沖 合		左 岸	右 岸	沖 合	
ホロベツ川	—	—	—	—	(100m)	(100m)	100m	8/1~12/10
ペレケ川	—	—	—	—	河口左岸、右岸、ウトロ漁港護岸先端、 西防波堤先端で囲まれる区域			8/1~10/31
オンネベツ川	(500m)	(500m)	500m	5/31~8/31	同 左			9/1~10/31
糠真布川	—	—	—	—	(100m)	(100m)	100m	8/1~12/10
浦士別川	—	—	—	—	(100m)	(100m)	100m	8/1~12/10
藻琴川	(1,000m)	(1,000m)	1,000m	6/1~8/31	同 左			9/1~12/10

※()内の数字は目安の距離

※令和4年度は広く周知を行うため、採捕の禁止期間は9月1日からとする。

網走海区漁業調整委員会指示による規制区域の概略図（新規）



※ () 内の数字は目安の距離

地区における資源回復に向けた取組（野生魚関係）

【(一社) 北見管内さけ・ます増殖事業協会の取組】

野生サケの分布調査、遡上数調査や稚魚の放流河川、非放流河川における産卵場所調査を実施しているほか、一部の河川では、捕獲した親魚を捕獲施設（ウライ）よりも上流へ再放流するなど、野生魚を維持するための取組が行われている。

【オホーツク南部広域水産業再生委員会の取組】(斜里町、網走市)

サケ・カラフトマスの自然産卵環境を把握するための河川調査、自然産卵の保全と拡大の取り組みが行われている。これまでの調査により詳細に産卵環境が把握されるとともに、高密度な産卵場所や改善すべき問題点等も把握されたことにより、河川における工事等に対して的確な意見を出すことが可能となっている。

また、施設管理者への魚道建設の要請活動や、魚道清掃活動により遡上障害の解消に努めている。



親魚・産卵床調査



遡上障害物調査



魚道清掃



可搬魚道設置

網走海区漁業調整委員会指示によるオホーツク東部海域における
秋さけ船釣りライセンス制について



I オホーツク東部海域における秋さけ船釣りの現状と問題点

【秋さけ船釣りの現状】

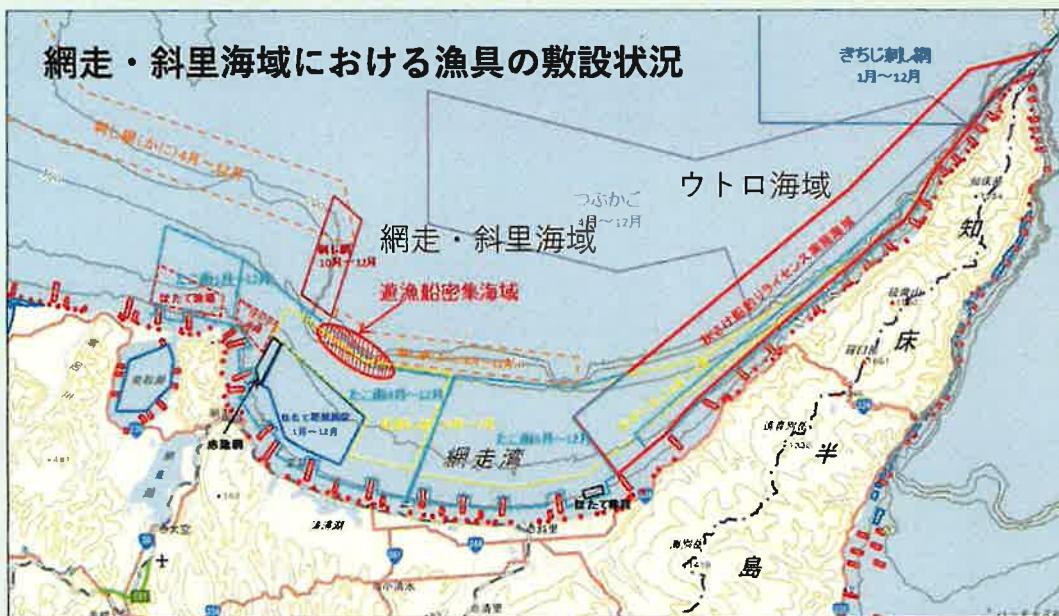
- 全道的に秋さけの来遊量が減少、特に道東太平洋沿岸は激減
 - 新型コロナウイルスの影響で、釣りなどアウトドアレジャー人口が増加
 - 令和3年度はウトロ沖合での秋さけ船釣りの釣果が不振
-
- 比較的資源量の多いオホーツク東部海域に釣り人（陸釣り・船釣り）が集中し、特に網走沖合海域には遊漁船・P Bが集中
- 陸釣りとの混雑を避け、より多くの釣果を求め、免許・登録不要のミニボート（ゴムボート）の使用者が増加



漁具被害や漁船航行の障害など
問題が発生！！

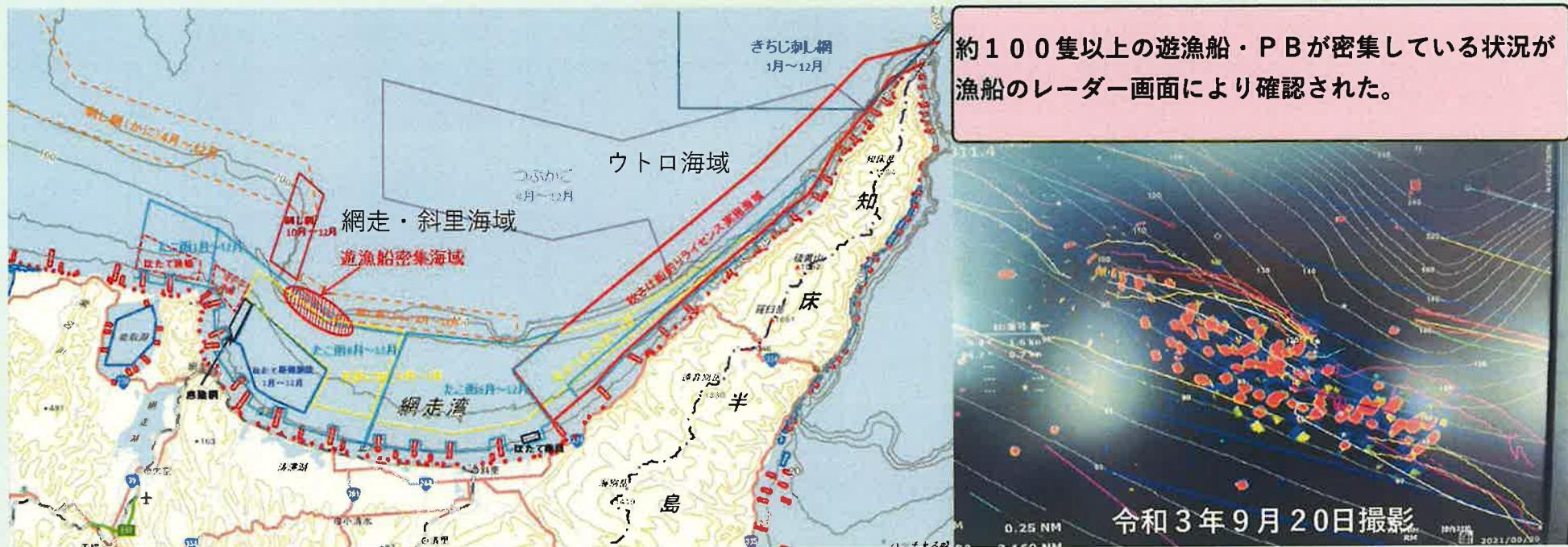
【問題点① 網走沖合海域（7～8マイル）における遊漁船・PBの過密化】

- 網走沖合海域は狭隘な海域に多数の漁具が敷設されており、遊漁船・PBが集中したことにより次の問題が発生した。
 - ・漁業活動への支障（漁労作業への支障、漁具被害など）
 - ・海難事故発生の懸念（航行障害・衝突事故など）



漁業名	着業隻数	敷設数 (1隻あたり)	漁具の長さ
たこ箱漁業	8隻 5隻	15 17	1600m 300m
かに固定式刺し網漁業	2隻	15	1500m
ほたてがい採苗漁業	5隻	20	300m
ほたてがい稚貝養殖漁業	5隻 11隻	4 28	350m 650m
たら固定式刺し網漁業	5隻	10	1500m
すけとうだら固定式刺し網漁業	10隻	10	1500m

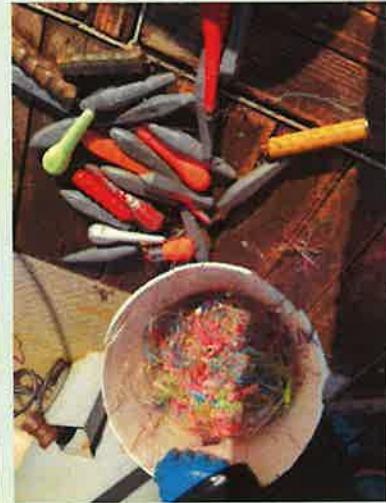
- 9月上旬から遊漁船・PBが集まりはじめ、ピーク時には少ない日でも40隻～50隻程度、多い日には150隻程度の遊漁船・PBが集中し、令和3年9月23日には約100隻の遊漁船・PBが確認された。



- 当該海域に遊漁船、P Bが過剰に密集したため、操業予定日にもかかわらず漁具の引き上げを断念した日もあった。
また、衝突等の海難事故の発生が心配されるほか、操業中に漁船の前方・後方を遊漁船・P Bが横断し、巻上げ中の漁具を切断しかねない危険な行為も発生した。



- さらに、敷設されていたタコ箱漁業や刺し網漁業の漁具に多数の釣り針やオモリが絡まる漁具被害が連日、発生した。
 - ・多い日は約400個、9月、10月の2ヶ月間に約1800の釣り針やオモリが漁具に絡り、「漁具の引き上げ時にオモリが飛んで来る」「針により手を負傷する」など重大な事故に繋がりかねない事案が発生した。
 - ・また、漁具の引き上げ、再敷設にも時間を要することとなり、漁業活動上で大きな支障となった。



漁具に絡まった釣り針・オモリの一部

【問題点② オホーツク東部海域（沿岸域）におけるミニボート（ゴムボート）による秋さけ船釣りの増加】

- オホーツク東部海域沿岸では、秋さけシーズンになると多数のミニボート（ゴムボート）による秋さけ船釣りが見られるが、特に網走川河口域（帽子岩周辺）では8月下旬からミニボート（ゴムボート）が見られ、9月上旬からは平日でも20隻程度、週末になると40～50隻のミニボート（ゴムボート）が見られる状況である。

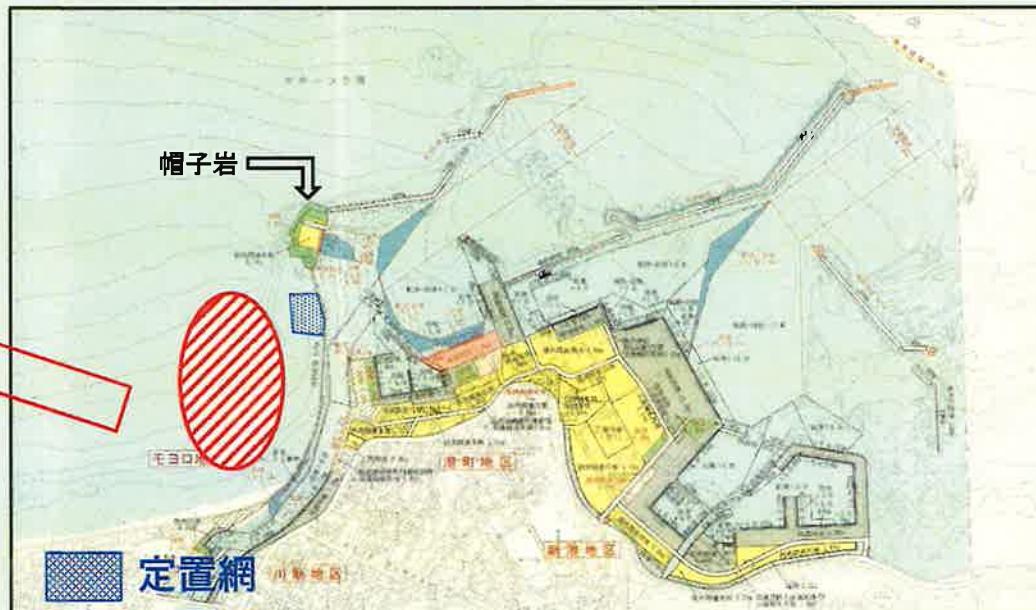
ミニボート（ゴムボート）は海技免許が不要なことから基本的な海上のルールや知識などが不足している、ミニボート（ゴムボート）の特性（安定性の不足・他船舶からの低視認性）により、漁業とのトラブルや海難事故が発生した。

同海域付近には、定置網が敷設されており、漁業活動への支障（定置網付近での遊漁、漁具（ポンデン）への係留、漁具被害、航行の妨害など）となっている。

また、令和3年11月には、ゴムボートから落水し、1名が死亡する事故も発生した。

定置網付近での秋さけ船釣り（網走川河口域）

- 定置網付近に多数のゴムボートが集まり、操業の支障（定置網付近での船釣り、漁具（ポンデン）へのロープ係留、漁具被害、航行の妨害など）が発生



定置網付近での秋さけ船釣り（網走川河口域での航行妨害の例）

- ・網起こしのために漁船が定置網に向けて航行していたところ、付近でゴムボートにより秋さけ船釣りを行っており、拡声器により移動を促したが、聞き入れてもらえず、ゴムボートのすぐ横を通過せざるをえない危険な状況となった。



令和3年9月23日撮影



II オホーツク東部海域における秋さけ来遊状況

- オホーツク東部海域における秋さけの来遊量は、ライセンス制が開始された平成元年以降、増加し、平成10年～12年に減少したが、その後は高い水準で推移
ライセンス制度は、当初、釣果尾数の上限を1人1日5尾でスタートしたが、平成8年以降、1人1日10尾に変更

平成26年以降、減少傾向が続いており、令和3年の秋さけの来遊尾数は、366万尾と平成16年の1,498万尾の約1/4まで減少（約75%減）



III オホーツク東部海域における秋さけ船釣りでの問題点と対応策（まとめ）

1. 遊漁船・P B が網走沖合海域に集中したことにより漁具被害が多発しており、海難事故の発生も懸念されるところ。
2. ミニポート（ゴムポート）の利用が多い沿岸域には定置網等漁具が多数設置されており、漁船等の航行も多いため、漁具被害や海難事故発生の恐れがあり、令和3年11月には死亡事故も発生している。
3. 近年、秋さけ資源が減少しており、持続的な利用に懸念がある。

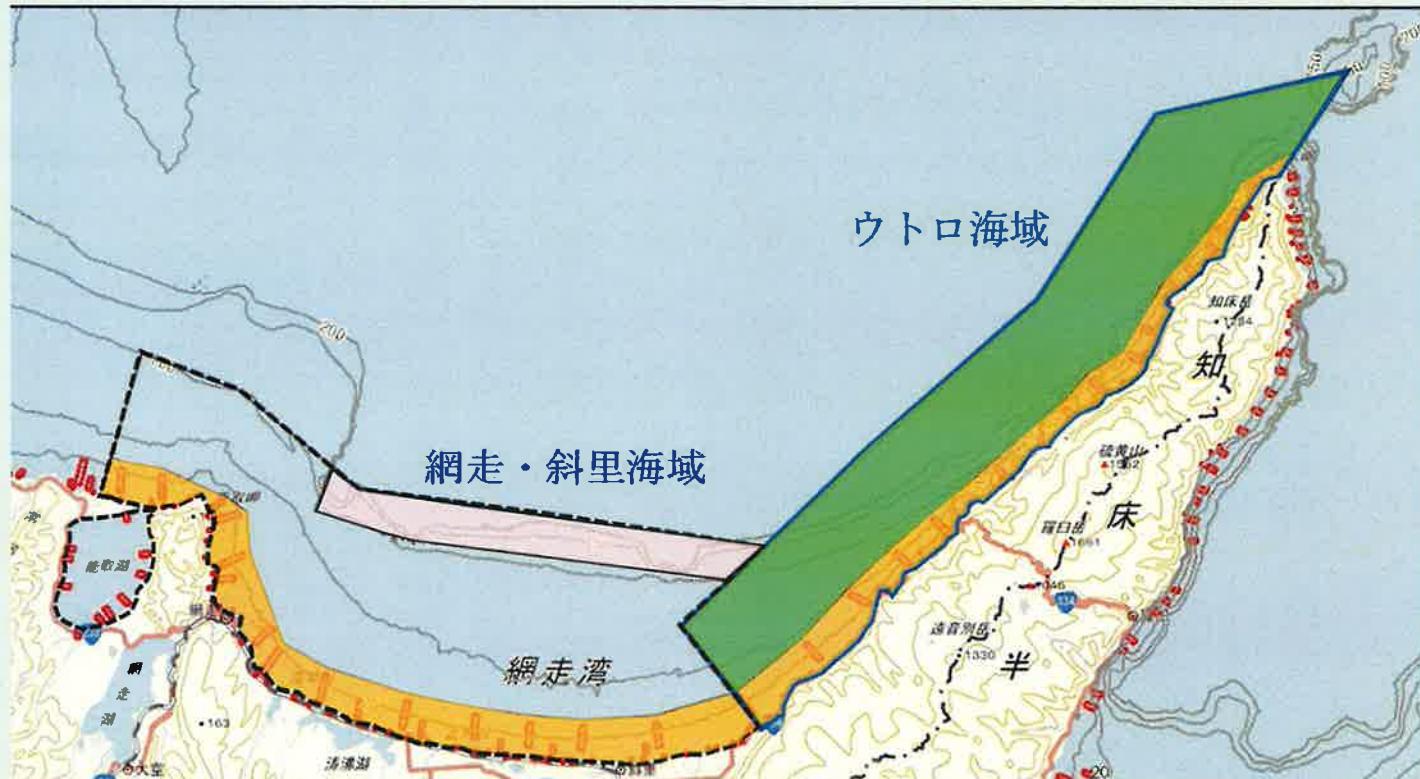


早急に新たなルール化が必要！！

- ・網走・斜里海域において、ウトロ海域と同様の秋さけ船釣り禁止区域の設定及び相互確認体制を含めた新たなライセンス制度の導入
- ・オホーツク東部海域全域における秋さけ船釣り禁止期間及び釣獲上限尾数との見直し

IV 令和4年度のオホーツク東部海域における秋さけ船釣りライセンス制度（案）

【海区漁業調整委員会指示によるライセンス制度の海域図】



定置網周辺500m以内全ての船釣り禁止



網走・斜里海域 秋さけ船釣り禁止区域

網走・斜里海域 ライセンス区域

□ ウトロ海域 秋さけ船釣り禁止区域



ウトロ海域 ライセンス区域

令和4年度のオホーツク東部海域における秋さけ船釣りライセンス制度（案）

【海区漁業調整委員会指示によるライセンス制度の内容】

1. これまで委員会指示により実施していたウトロ海域のライセンス区域に、網走・斜里海域を追加する。
 - ・網走・斜里海域においては、多数の漁具が敷設されていることから、漁具被害防止のため秋さけ船釣り禁止区域を定め、その中にライセンス区域を設定し、承認船が区域内で秋さけ船釣りを行う。
 - ・現在のウトロ海域同様に、定置網漁具の被害を防止するため、定置網付近500m以内は、全ての船釣り禁止とする。
 - ・漁具被害が多発していることをふまえ、承認者による相互確認体制の構築を承認条件とする。
 - ・漁具被害防止のため、秋さけ船釣り禁止期間と定置網の周辺500mにおける全ての船釣り禁止期間を10月31日までとする。（ウトロ海域、網走・斜里海域共通）
2. 秋さけ資源の減少を鑑み、持続的利用を図るため釣獲上限尾数を減らす。
 - ・1人1日あたり10尾→5尾（ウトロ海域、網走・斜里海域共通）

IV 網走・斜里海域における相互確認体制について（案）

- 網走・斜里海域には、多くの漁船が操業し、多数の漁具が敷設されていることから、漁具被害の防止及び漁船と遊漁船・P B の安全航行の確保のため、次の措置を講じることとする。
 1. 網走海区漁業調整委員会事務局から提供される漁具の敷設情報をG P Sに入力し、また、旗やポンデン等の目視に努め、漁具付近には決して近づかないようにすること。
 2. ライセンス海域において、適切に秋さけ船釣りが行われているか相互に連絡・確認を行うこととし、海域を逸脱するなど不適切な行為を発見した場合は、無線機・拡声器などにより是正するよう注意・呼びかけすること。
 3. ライセンス海域において承認を受けていない船舶が、秋さけ船釣りを行っているのを視認した場合、無線機や拡声器により注意喚起の上、網走海区漁業調整委員会事務局まで通報すること。
 4. 上記1から3の目的を達成するため、無線機器、拡声器、G P S等船舶位置を確認できる機器を設置すること。

令和4年度のオホーツク東部海域における秋さけ船釣りライセンス制度（案）

【海区漁業調整委員会指示によるライセンス制度の概要】

	ウトロ海域（変更）	網走・斜里海域（新規）	備考
ライセンス隻数	遊漁船：32隻（35隻） PB：53隻（60隻）	遊漁船：25隻 PB：15隻	ウトロ海域のライセンス隻数は昨年の承認隻数と同数とした。網走・斜里海域のライセンス隻数は、漁具被害防止のための相互確認や情報共有を行うことが可能な範囲として、遊漁船25隻、PB15隻と設定した。
秋さけ船釣り禁止期間	8月25日～10月31日 (8月25日～9月25日)	9月1日～10月31日	漁具被害防止の観点から秋さけのシーズンである10月31日までとした。
ライセンス期間	9月1日～9月25日	9月1日～9月30日	
定置網付近での船釣り禁止期間	9月1日～10月31日	9月1日～10月31日	漁具被害防止の観点から秋さけのシーズンである10月31日までとした。
釣獲上限尾数 (1人1日あたり)	5尾 (10尾)	5尾	秋さけの資源状況が減少していることから、釣果尾数を5尾とした。

※赤字は昨年からの変更箇所 () 内は令和3年度の内容

- 令和5年度のライセンス制度の実施にあたっては、令和4年度の実施結果等を検証の上、実施方法を検討するものとする。

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

- 日頃より、クロマグロの資源管理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
- 令和4年3月に開催されました「**広域漁業調整委員会**」におきまして、漁業法第121条第1項に基づき、**令和4年6月1日から令和5年3月31日まで**の期間、**クロマグロを採捕する遊漁者**に対しまして、次のような**指示が発動されました**。
- 指示内容に違反し、農林水産大臣からの命令にも従わなかった場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処される場合がありますので、ご留意願います。

《 広域漁業調整委員会の指示内容 》

※水産庁HPより

- 小型魚（30kg未満）は採捕禁止です。
釣れてしまったら直ちにリリースしてください。
- 大型魚（30kg以上）のキープは1人1日1尾までです。
1尾キープした後に別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロを直ちにリリースしてください。
- キープしたクロマグロの重量・海域等の水産庁への報告をお願いします。（キャッチ＆リリースしたものについては報告義務はありません。）
下の「遊漁採捕量報告のお願い」から報告してください。
- 採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時 期	R4年6月	7～8月	9～10月	11～12月
数 量	10トン	10トン	10トン	10トン

- 全体の採捕数量が40トンを超えるおそれがある場合、令和5年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。
- 採捕禁止期間中はキャッチ＆リリースもしないでください。

水産庁への報告の方法など、詳細につきましては、**水産庁のホームページ「遊漁の部屋 (http://www.jfa.maff.go.jp/j_enoki/yugyo/index.html)」**をご覧ください。

- なお、遊漁者や遊漁船業者の皆様には、漁業者の資源管理の取組にご配慮いただき、**大型のクロマグロであっても、引き続き、採捕を自粛されますようご協力をお願いします。**

〔 水産林務部水産局漁業管理課遊漁内水面係
TEL:(011) 204-5485 〕